明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務八〇）　一
〔告　示〕
○地域再生計画を認定した件
（内閣府三〇六〇～三一二〇）　九二
○地域再生計画の変更を認定した件
（同三一二一～三三四九）　一〇八
○地域再生計画の認定を取り消した件
（同三三五〇～三三五二）　一三三
○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示
（厚生労働三四九）　一三四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する告示（同三五〇）　一三六
○進入管制区を指定する告示の一部を改正する件（国土交通一一四二）　一三六
○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件
（同一一四三）　一四一
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十九年度秋期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　一四一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七二
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社）、日本弁護士連合会公示送達、厚生年金基金解散・清算人就任関係　一九三
地方公共団体
教育職員免許状失効、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　二一六
会社その他
会社決算公告　二一七

省令

○総務省令第八十号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月七日

総務大臣　野田　聖子

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。